

## 日米地位協定の抜本改正を求める意見書

「沖縄県うるま市で起きた20歳女性行方不明事件で、5月19日午後、女性の遺体が見つかり、沖縄県警は死体を遺棄した疑いで軍属の男（32歳）を逮捕した」との報道を受け、沖縄県はもちろん日本国中に大きな衝撃が走りました。

いつまでこんなことが繰り返されるのか、基地あるが故の犯罪であることは明らかであり、一刻も早く問題解決への道を踏み出すことが今ほど求められていることはありません。

沖縄県には、米軍専用施設面積の約74%にのぼる米軍基地が集中し、県土総面積の11%、特に沖縄本島の2割近くを米軍基地が占めています。

このような状況の中で起きた今回の事件は改めて沖縄県民の生命・身体の安全が基地がある故の犯罪によって危殆に瀕していることを浮き彫りにしました。

基地被害には、航空機の騒音や、実弾演習に伴う弾薬の飛弾、騒音、山火事、油や汚水の流出、P C B 等有害廃棄物の処理等の諸問題がありますが、とりわけ、女性や少女に対する暴力は県民の大きな怒りと悲しみを生み出しており、一刻も早い解決が求められており、これらの事件根絶のためには、米軍関係者の特権を温存させている日米地位協定の抜本的改正が必要です。

ドイツのボン補足協定は昭和39年の締結以来3度改正され、米韓地位協定も昭和41年の締結以来2度改正されているのに対し、日米地位協定は昭和35年の締結以降一度も改正されていません。度重なる同種事件の発生は綱紀粛正や運用改善だけでは不十分であることを示しています。

よって、政府におかれましては、日米地位協定を抜本的に改正することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

尾道市議会

関係行政庁あて